

大和市条例第10号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第10号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号」に改め、「、これらの規定にかかわらず」を削り、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「25,644円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は20,515円」を加え、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項の規定にかかわらず、同項第3号」に、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「、当該規定にかかわらず」を削り、「39,321円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は30,773円」を加え、同条第4項中「第1項第4号」を「第1項の規定にかかわらず、同項第4号」に、「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和元年度」に改め、「、当該規定にかかわらず」を削り、「49,579円」の次に「とし、令和2年度における保険料率は47,869円」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。